

高知市子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）について

計画の構成

I 序論

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の目的
- 3 計画の位置付け
- 4 計画期間
- 5 計画策定への取組
- 6 計画の点検・評価

II 本論

- 1 子どもと子育てを取り巻く現状
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の基本方針（目標）
- 4 施策体系
- 5 重点施策

III 各論

- 各施策の内容
- 各施策を推進するための数値目標について

IV 資料編

- 高知市子ども・子育て支援会議委員名簿, 高知市子ども・子育て支援会議条例 他

I 序論

1 計画策定の背景

- ・本計画を策定するに当たっての社会的背景，少子化対策の経緯等を記載

2 計画策定の目的

- ・本市では，平成10年3月に，「高知市子育て支援計画～すこやか安心エンゼルプラン～」を策定し，以後，子どもを生み育てやすいまちづくりを目指して，さまざまな子育て支援施策・事業を推進
- ・平成17年3月，次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画に対応し，市町村保育計画と母子保健計画を内包した計画として改定され，平成17年度から平成21年度までは「高知市子ども未来プラン～すくすくとさっこ21～」により，平成22年度から平成26年度までは「高知市子ども未来プラン2010～すくすくとさっこ21～」により，「すべての子どもと子育て家庭を社会全体で支えるまちづくり」を総合的かつ計画的に推進
- ・本計画は，「高知市子ども未来プラン2010～すくすくとさっこ21～」の成果等を踏まえて，子ども・子育て支援法に定める市町村事業計画に対応し，次世代育成支援対策推進法において国が定める行動計画策定指針の趣旨を包含したもものとして策定
- ・本計画の目的を記載（基本理念の内容と連動）

3 計画の位置付け

- ・本計画の法令等の根拠

市町村事業計画 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項
市町村整備計画 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の4の2第1項
※保育所，幼保連携型認定こども園の整備に関する計画
市町村行動計画 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項

- ・本計画の上位計画

2011高知市総合計画（H23～42）
※基本計画（H23～32），第2次実施計画（H26～28）実施中

- ・関連する計画との整合性を図って策定（各施策の内容に応じて追加の可能性あり）

高知市健康づくり計画（H25～29） ※母子保健計画を含む。
高知市地域福祉活動推進計画（H25～30）
高知市教育振興基本計画（H25～32）
高知市障害者計画・障害福祉計画（H24～26） ※H27～ について策定作業中

4 計画期間

- ・平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

5 計画策定への取組

- ・計画策定までの取組・会議等の経過を記載
- ・「高知市子ども未来プラン2010～すくすくとさっこ21～」の成果等を記載

6 計画の点検・評価

- ・本計画における各施策等の実施状況は、定期的に点検・評価を行う。特に、各施策を推進するために設定する数値目標については、達成が可能かどうかの評価を行う。
- ・これらの点検・評価の結果について、高知市子ども・子育て支援会議に報告するとともに、その議事録や資料を本市のホームページで公開し、市民への周知や意見の聴取に努め、その後の計画の実施や見直し等に反映させていく。

Ⅱ 本論

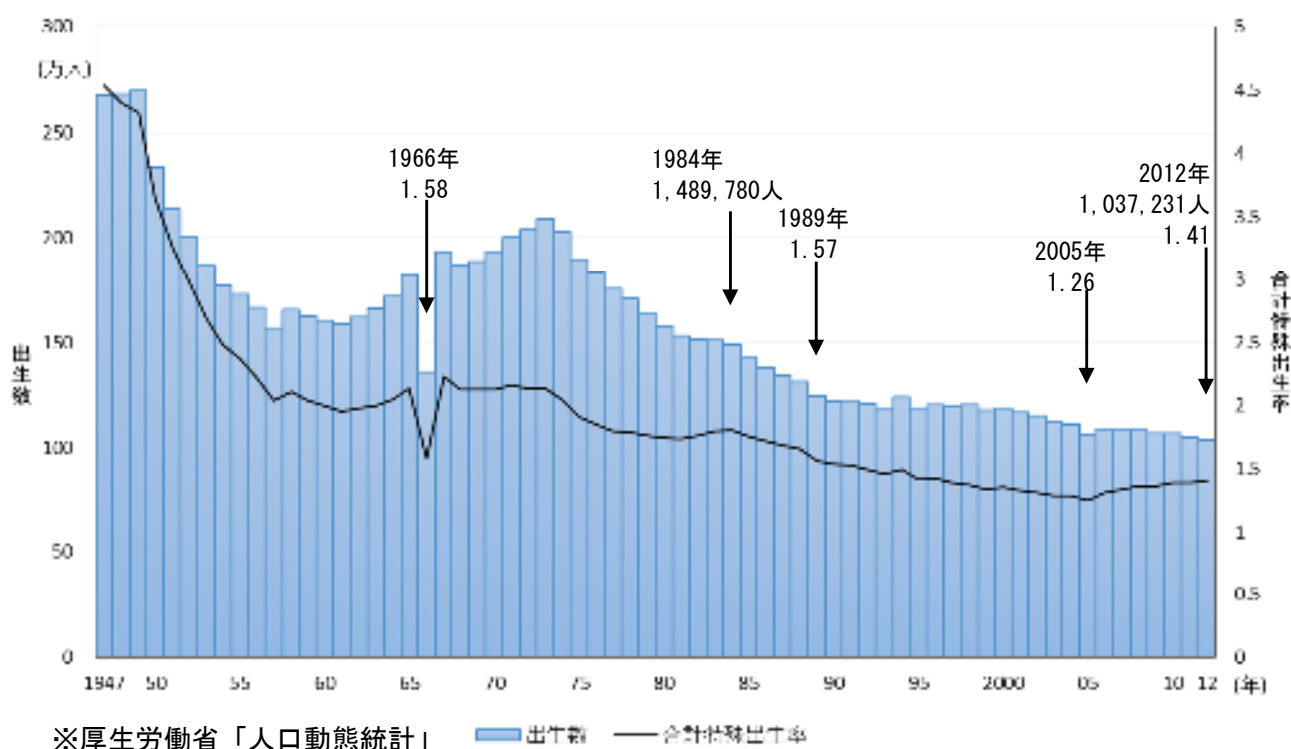
1 子どもと子育てを取り巻く現状

(1) 少子化の現状

出生数と合計特殊出生率の推移

- ・ 出生数は、1984（昭和59）年には150万人を割り込み、1991（平成3）年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっている。
- ・ 合計特殊出生率は、1989（平成元年）にそれまで最低であった1966（昭和41）年の数値を下回る1.57を記録し、さらに、2005（平成17）年には過去最低である1.26まで落ち込んだ。2012（平成24）年は、1.41（前年1.39）となっており微増傾向ではあるが依然として低い水準である。

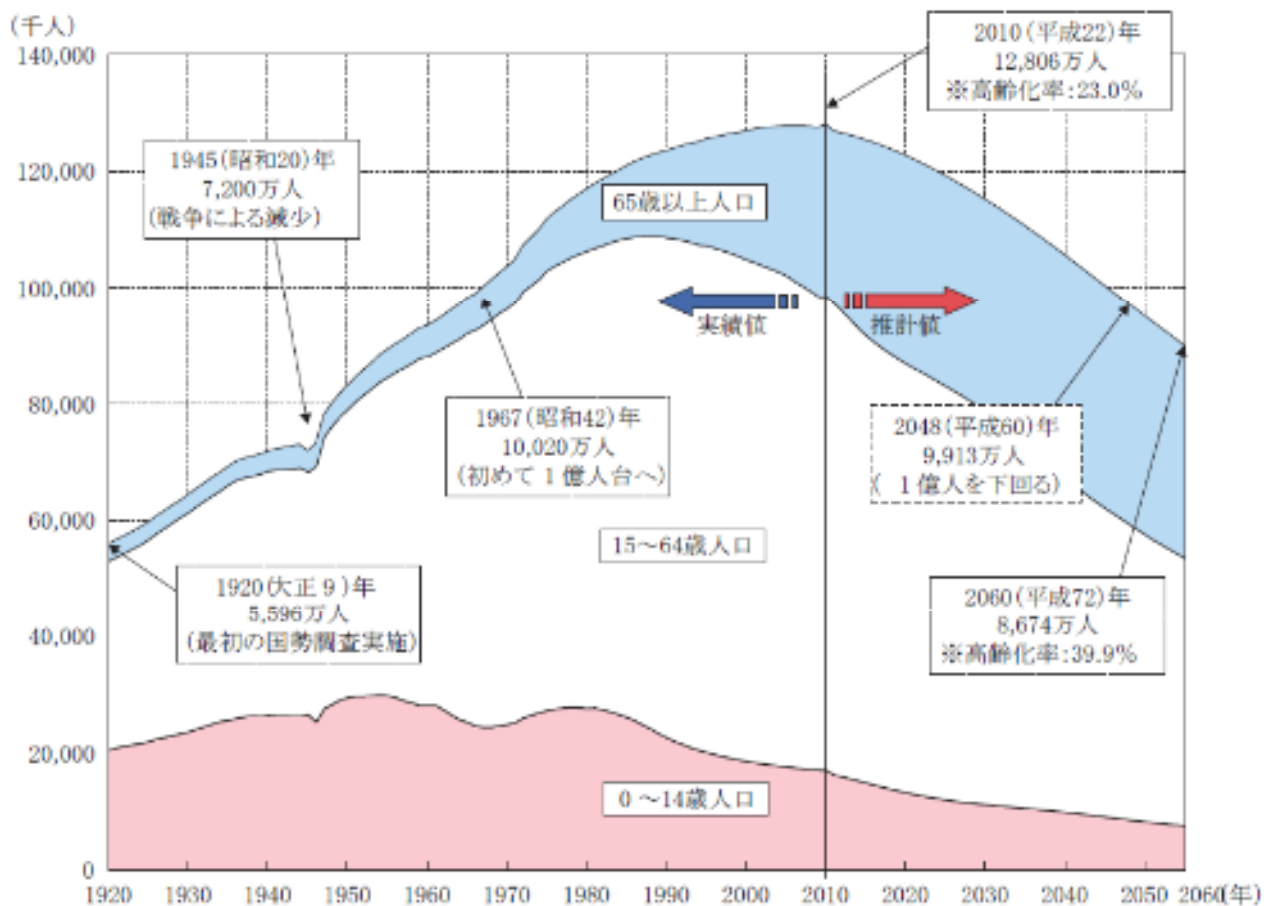
出生数と合計特殊出生率の年次推移



人口構造の変化

- ・ 出生数の減少ばかりでなく、我が国の人口構造そのものが大きく変化していく見通しである。
- ・ 年少人口（0～14歳）では、総人口に占める割合は、2010年の13.1%から低下を続け、2025（平成37）年に11.0%となり、2060年には9.1%となる。
- ・ 生産年齢人口（15～64歳）については、総人口に占める割合は、2010年の63.8%から低下し続け、2017（平成29）年には60%を下回り、2060年には50.9%となる。
- ・ 高齢者人口（65歳以上）については、総人口に占める割合は、2010年の23.0%から上昇を続けて、2060年には39.9%に達する。高齢者人口自体は2042年をピークに減少し始めるが、年少人口と生産年齢人口の減少が続くため、高齢者人口割合は相対的に上昇し続けることとなる。
- ・ 人口構造の変化は、今後の社会保障制度や経済成長へ大きな影響を与えることが懸念されている。

我が国の人口構造の推移と見通し



資料：実績値（1920年～2010年）は総務省「国勢調査」，「人口推計」，「昭和20年人口調査」，推計値（2011～2060年）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の中位推計による。

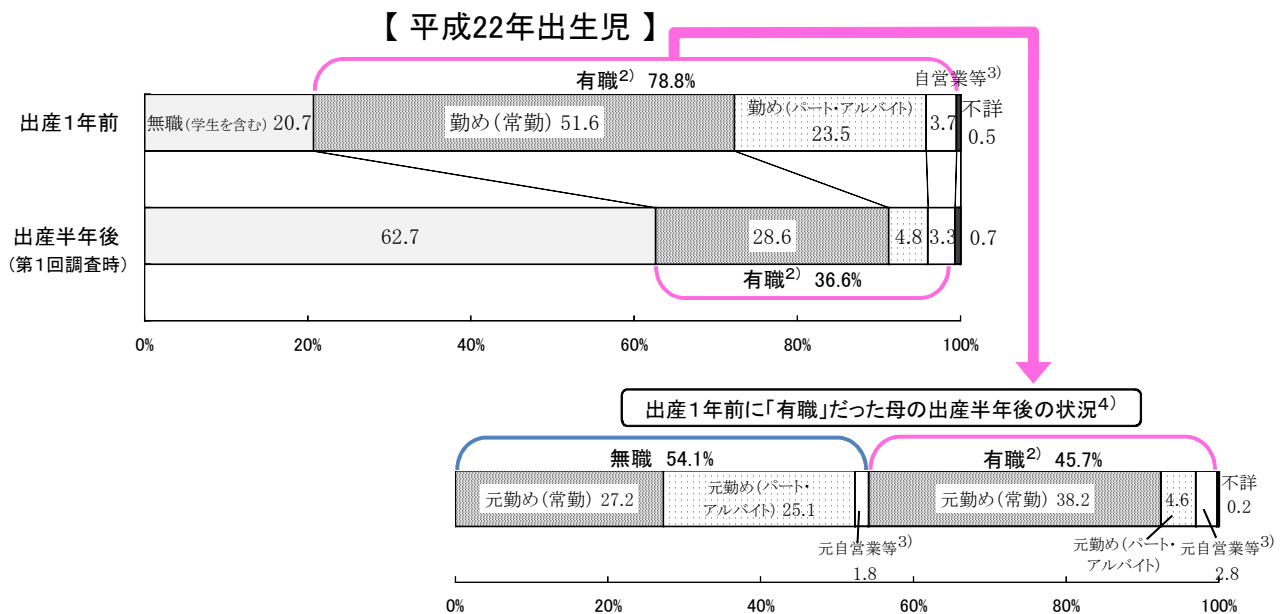
注：1941年～1943年は、1940年と1944年の年齢3区分別人口を中間補間した。1945～1971年は沖縄県を含まない。また、国勢調査年については、年齢不詳分を按分している。

※内閣府「平成25年版少子化社会対策白書」

依然として厳しい女性の就労継続

- 厚生労働省が行った「第1回21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）」（2011年調査）では、出産1年前に仕事をしていた女性（78.8%）のうち、出産前後に仕事をやめた母の割合は54.1%となっている。また、出産前後に仕事をやめた母の約3分の1（複数回答）が、仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しいという理由で仕事をやめている。

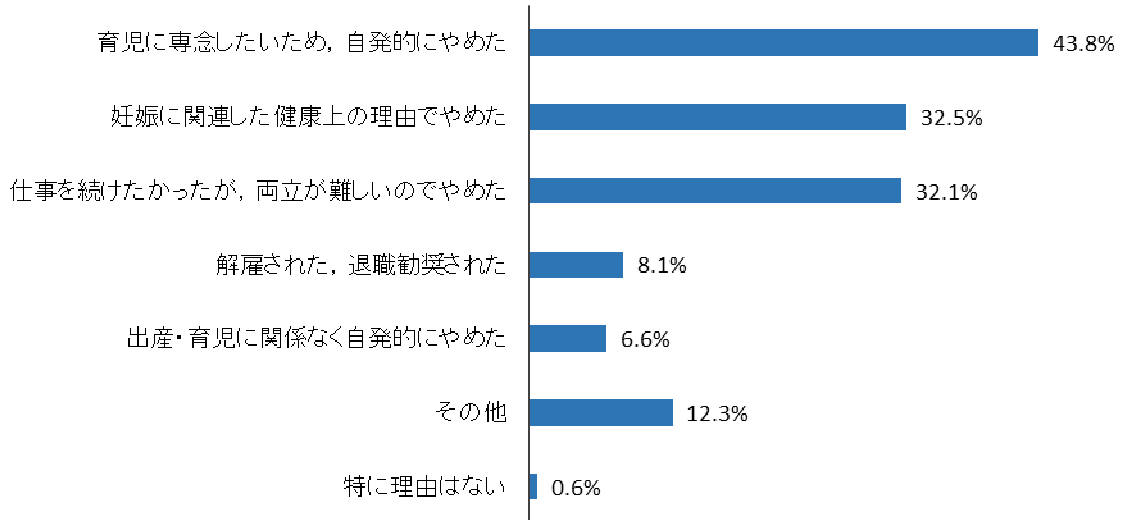
きょうだい数1人（本人のみ）の母の出産1年前の就業状況別にみた出産半年後の就業状況



※厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）」（2011年調査）

- 注：1）第1回調査の回答を得た者のうち、母と同居、きょうだい数1人（本人のみ）の者をそれぞれ集計している。
- 2）「有職」には、育児休業中等の休業を含む。
- 3）「自営業等」は、「自営業・家業」、「内職」、「その他」である。
- 4）出産1年前に「有職」だった母の出産半年後の状況は、母の出産1年前の就業状況「有職」の者をそれぞれ集計している。

きょうだい数1人（本人のみ）の出産半年後「無職」の母の
出産1年前の仕事をやめた理由（複数回答）

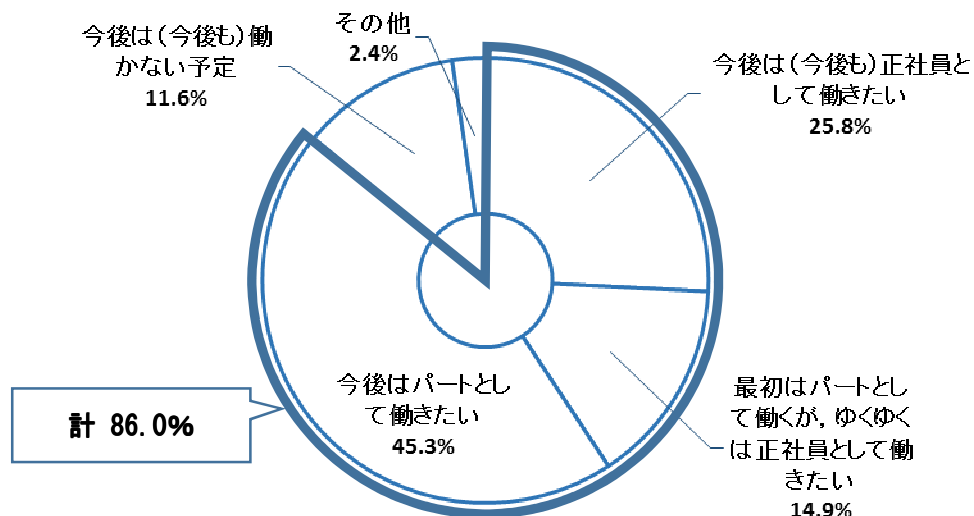


※厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）」（2011年調査）

注：第1回調査の回答を得た者のうち、母と同居、きょうだい数1人（本人のみ）、母の出産半年後の就業状況「無職（学生を含む）」で母の出産1年前の就業状況「勤め（常勤）」の者、「勤め（パート・アルバイト）」の者を集計している。

- ・ 一方、内閣府が行った「都市と地方における子育て環境に関する調査」（2011年調査）では、パートや正社員など就労形態は異なるものの、何らかの形で働きたいという母の割合は86.0%となっている。
- ・ 以上のことから出産後の就労の希望があるにもかかわらず、出産に伴う女性の就労継続は厳しい状況にあることがうかがえる。

妻の就労意向について

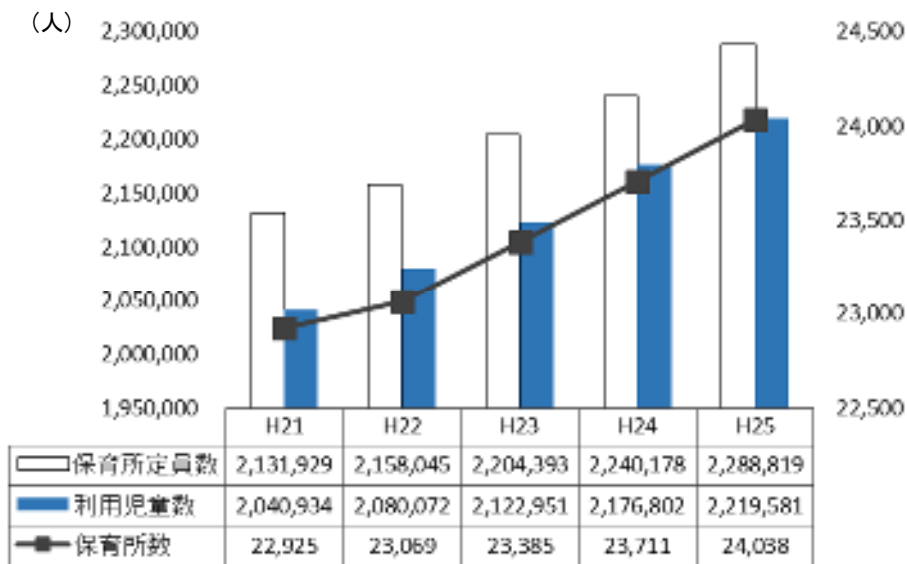


※内閣府「都市と地方における子育て環境に関する調査」（2011年調査）

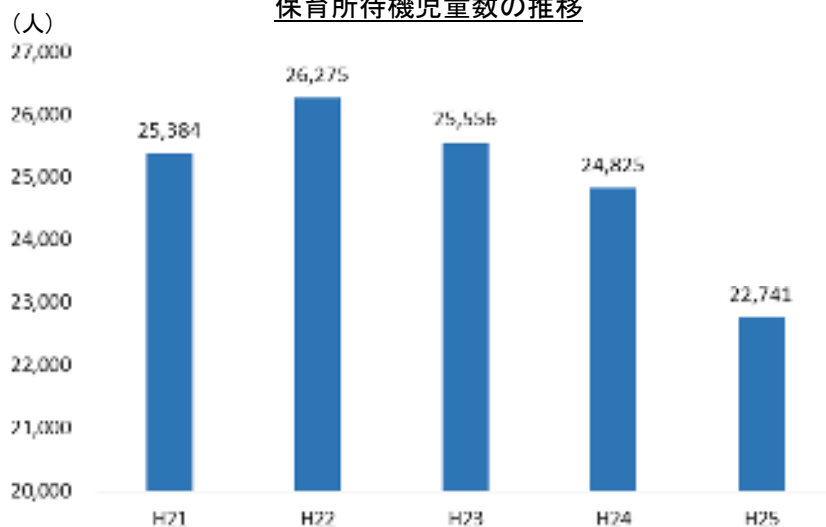
待機児童，小1の壁に関する問題

- ・ 女性の就労継続が厳しい要因の一つとして，利用希望があっても空きがないなどの理由により保育サービスを利用することができない状況が挙げられる。
- ・ 保育所の待機児童数については，平成25年には22,741人と前年より約2,000人減少しており，3年連続の減少となっているが，保育所数の増加とともに，利用児童数も増加しており，新たな保育ニーズへの対応が引き続き必要である。
- ・ また，保育所等の利用をしてきた児童が小学校1年生になった際に，放課後や休日における児童の預け先が確保できないことにより，保護者が離職を余儀なくされるなど仕事と育児の両立に困難が生じる状況（いわゆる「小1の壁」）が問題となっている。

保育所定員数，利用児童数及び保育所数の推移



保育所待機児童数の推移

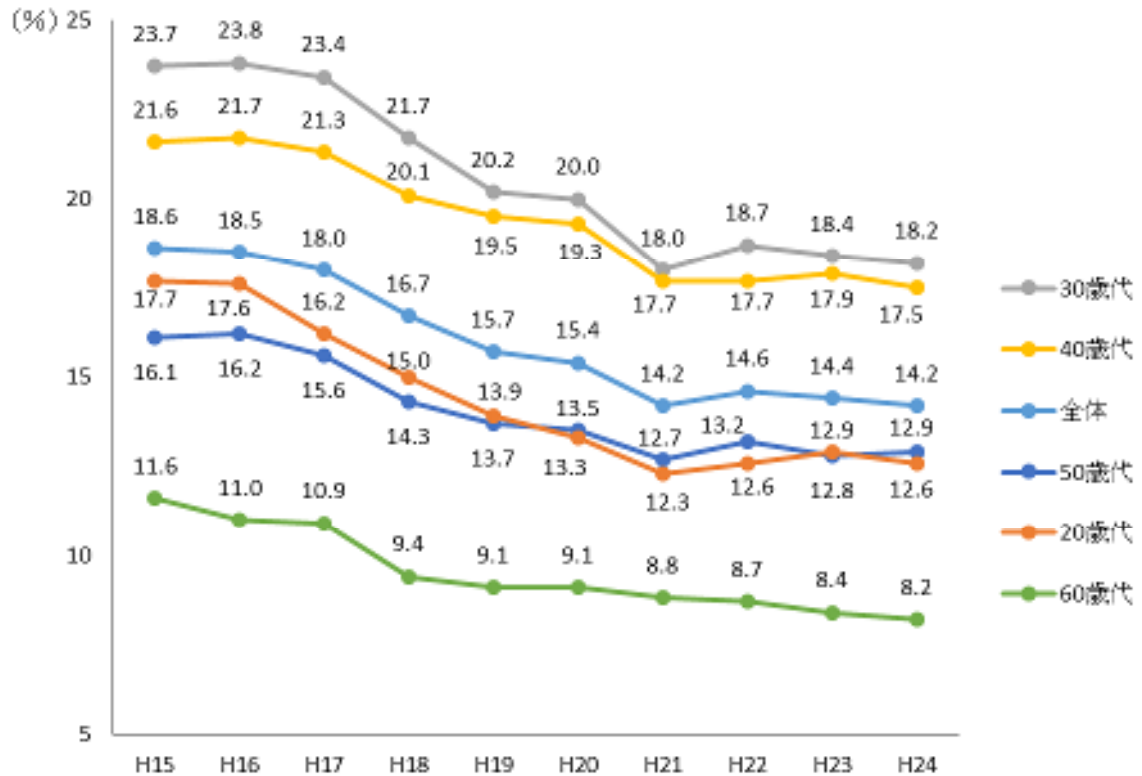


※厚生労働省資料（各年4月1日現在の数）

子育て世代の男性の育児参加

- 男性について週60時間以上の長時間労働をしている人は、どの年代においても、2005（平成17）年以降減少傾向にある。しかしながら、子育て期にある30代男性については、約5人に1人が週60時間以上の就業となっており、他の年代に比べ最も高い水準となっている。

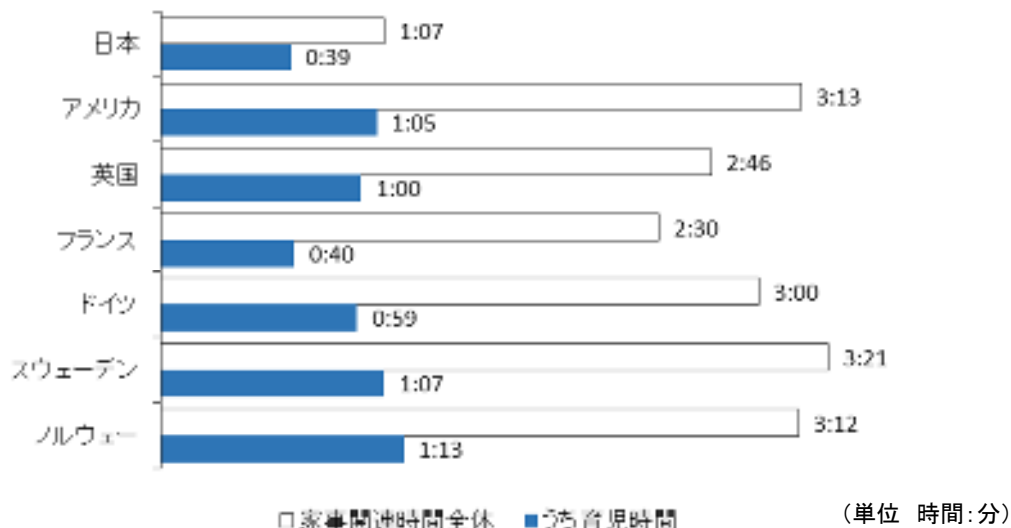
週労働時間60時間以上の就業者の割合（男性・年齢別）



※総務省「労働力調査」

- ・ 加えて、育児時間を国際比較してみると、6歳未満の子どもをもつ夫の育児時間は、1日平均約40分程度しかなく、欧米諸国と比較して半分程度となっている。家事の時間を加えても、我が国の子育て期の夫の家事・育児にかかる時間は1日平均1時間程度となっており、欧米諸国と比べて3分の1程度となるなど、男性の育児参加が進んでいないことがわかる。

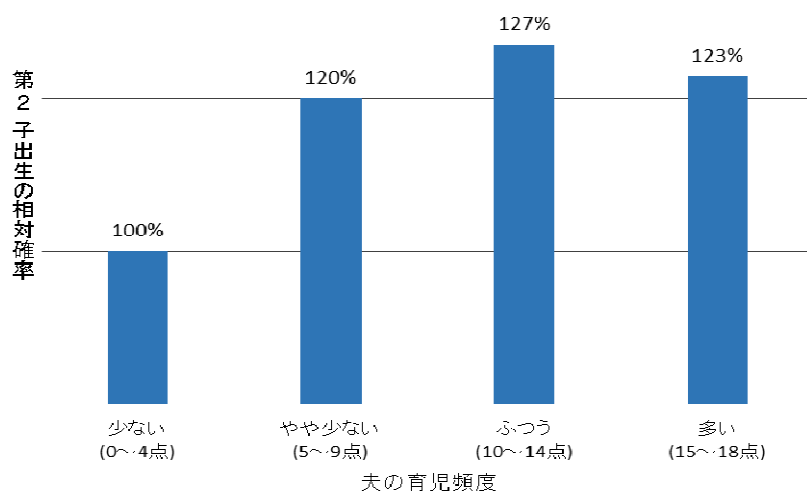
6歳未満児のいる夫の1日あたり家事・育児時間の国際比較



※総務省資料（日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間。総務省「平成23年社会生活基本調査」より）

- ・ 厚生労働省が作成した「21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査特別報告書」（平成25年）によると、第1子出生後に夫の育児参加が多いほど第2子出生が起きやすい傾向があるとされており、男性が育児において積極的な役割を果たすことが望まれる。

夫の育児頻度と第2子出生の関係



※厚生労働省「21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査特別報告書」（平成25年）

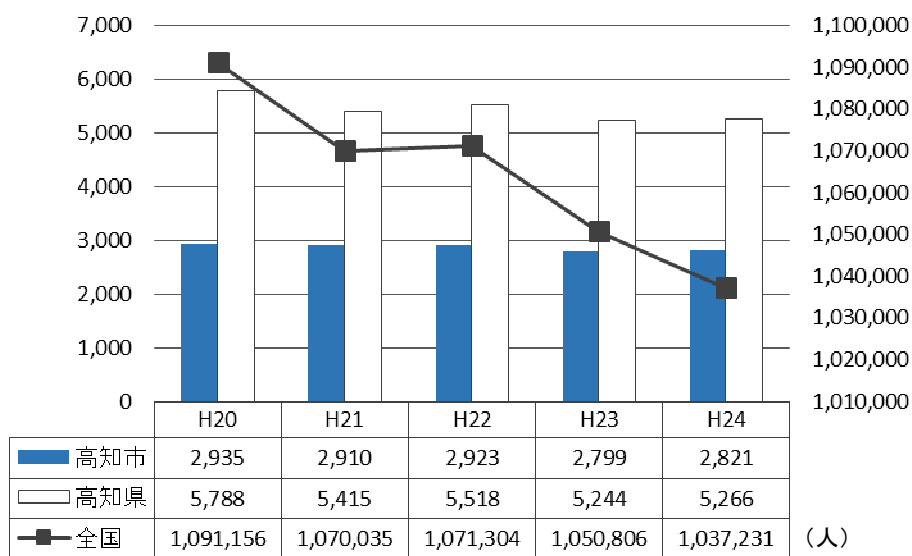
注) 育児に関する設問6項目について、夫の分担状況を「まったくしない」を0点、「ほとんどしない」を1点、「ときどきする」を2点、そして「いつもする」を3点として得点化し、合計点を算出

(2) 高知市の子育てを取り巻く状況

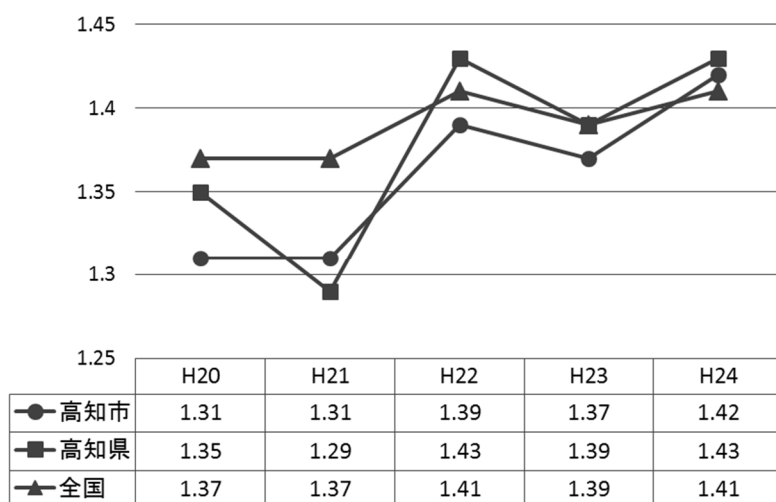
家族の状況

- 本市の平成24年における出生者数は2,821人で平成23年より22人の増加となっているものの、平成20年の2,935人よりは114人の減少となっている。また、平成24年の合計特殊出生率は1.42（前年1.37）となっており、全国と同様に微増傾向となっている。

出生数の年次推移（高知市、高知県、全国の比較）



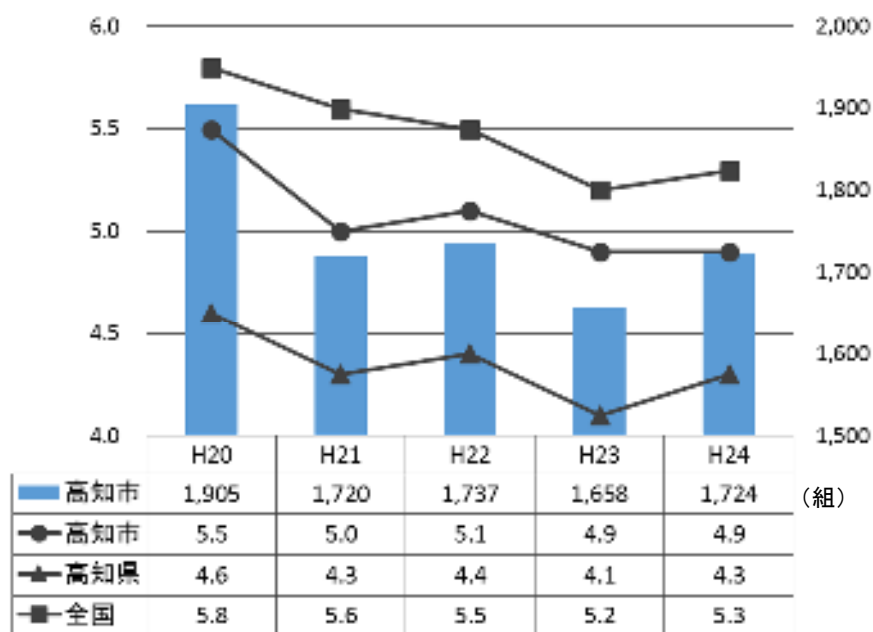
合計特殊出生率の年次推移（高知市、高知県、全国の比較）



※厚生労働省「人口動態統計」

- 平成24年における本市の婚姻件数は1,724組で、23年より66組の増加となった。婚姻率（人口千対）は4.9で、全国平均を0.4ポイント下回っている。一方、本市の平成24年における離婚件数は747組で、23年より32組の増加となった。離婚率（人口千対）は2.2で、全国平均を0.3ポイント上回っている。

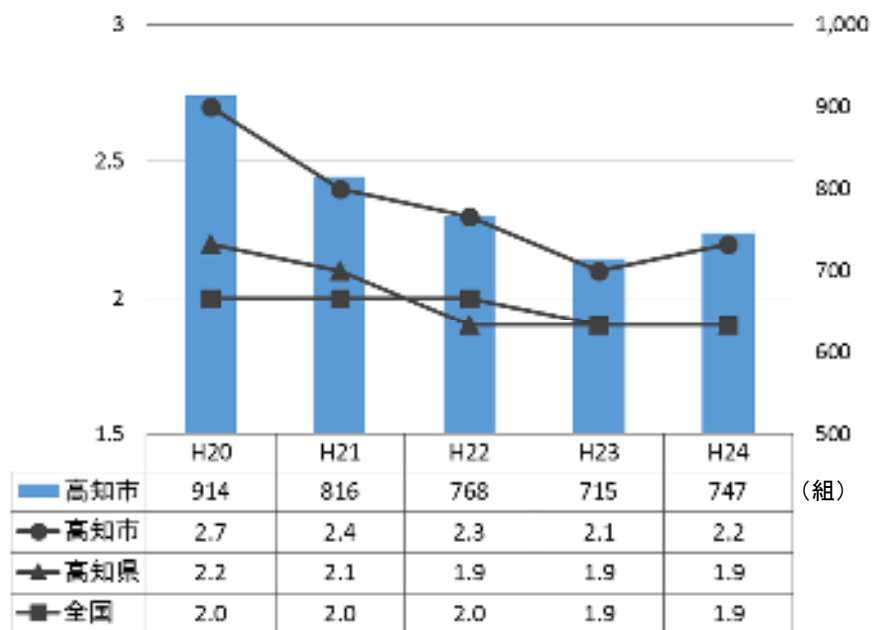
高知市の婚姻件数と婚姻率の年次推移（高知市，高知県，全国の比較）



(婚姻率:人口千人当たりの件数)

※厚生労働省「人口動態統計」

高知市の離婚件数と離婚率の年次推移（高知市，高知県，全国の比較）

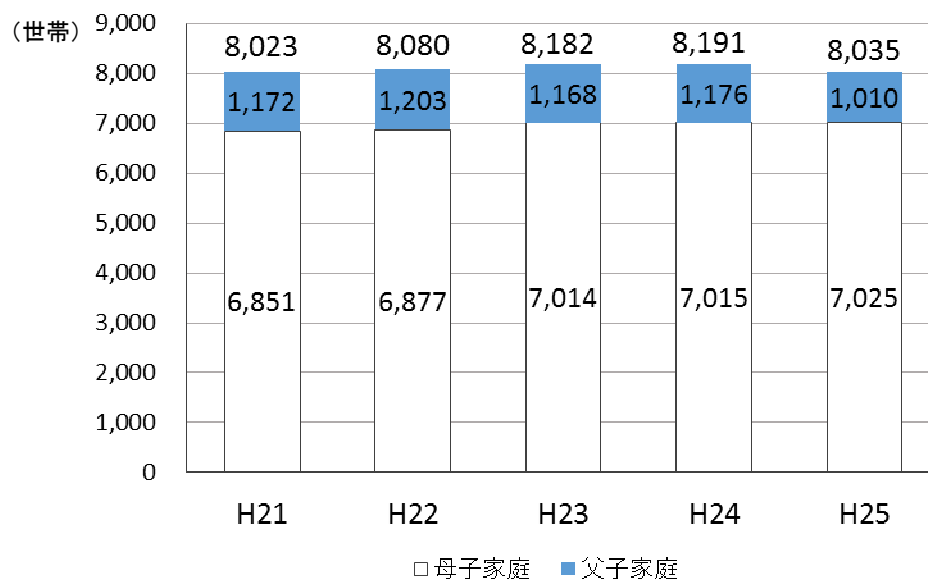


(離婚率:人口千人当たりの件数)

※厚生労働省「人口動態統計」

- ・ 本市のひとり親家庭の世帯数については、平成25年4月1日時点で8,035世帯と前年より156世帯減少しているが、平成21年4月1日時点の8,023世帯よりは増加している。

母子家庭・父子家庭の世帯数

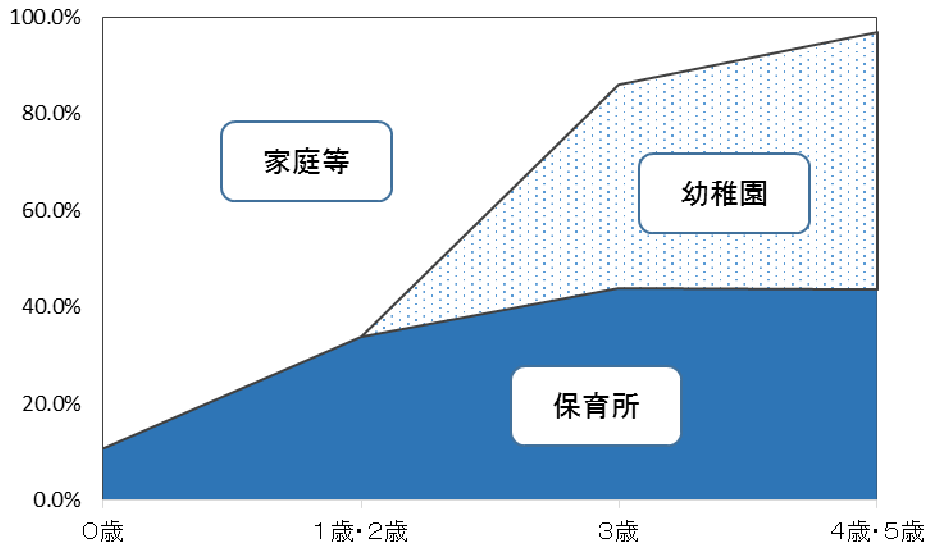


※高知市福祉事務所「高知市の福祉行政」（各年4月1日現在の数（推計））

教育・保育事業の利用状況

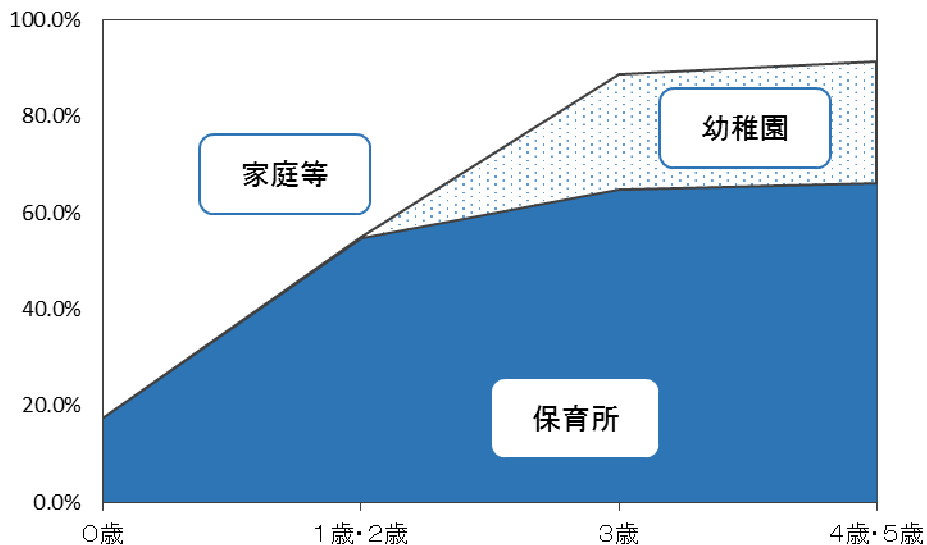
- ・ 就学前児童については、多くが認可保育所や幼稚園を利用している。
- ・ 本市の場合、3歳児以前より保育所入所に占める割合が国の平均値より大幅に高くなっている。また、保育所待機児童については、平成26年4月時点で25人となっている。

就学前児童の居場所（全国）



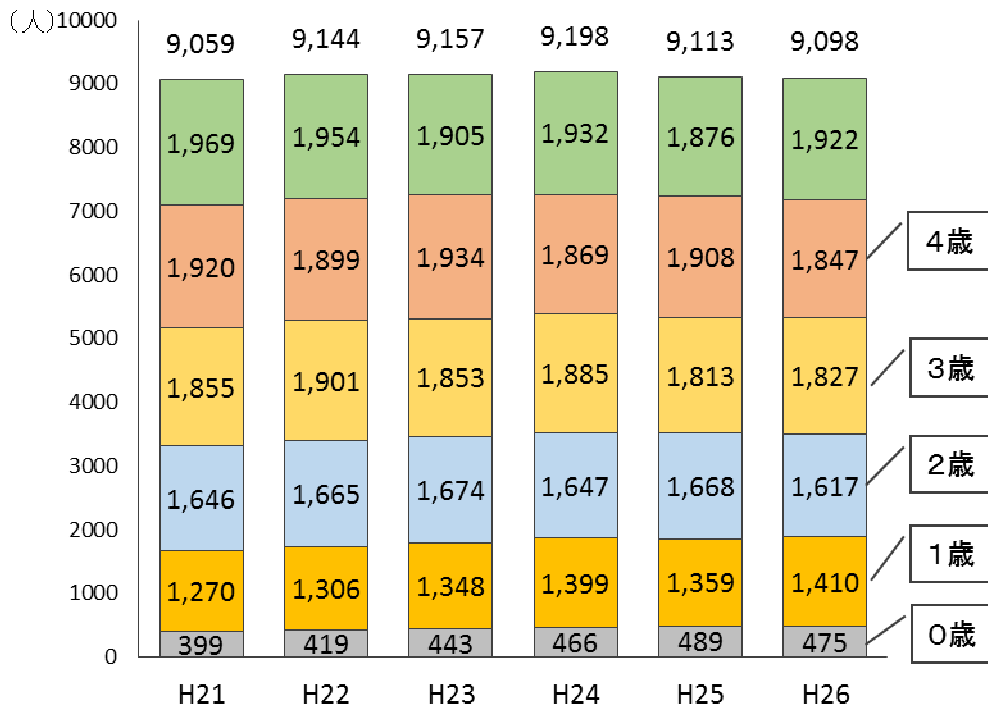
※就学前児童数：総務省「人口推計年報」（平成24年10月1日現在）
 幼稚園在籍児童数：文部科学省「学校基本調査」（平成25年5月1日現在）
 保育所利用児童数：厚生労働省「福祉行政報告例（概数）」（平成25年4月1日現在）

就学前児童の居場所（高知市）



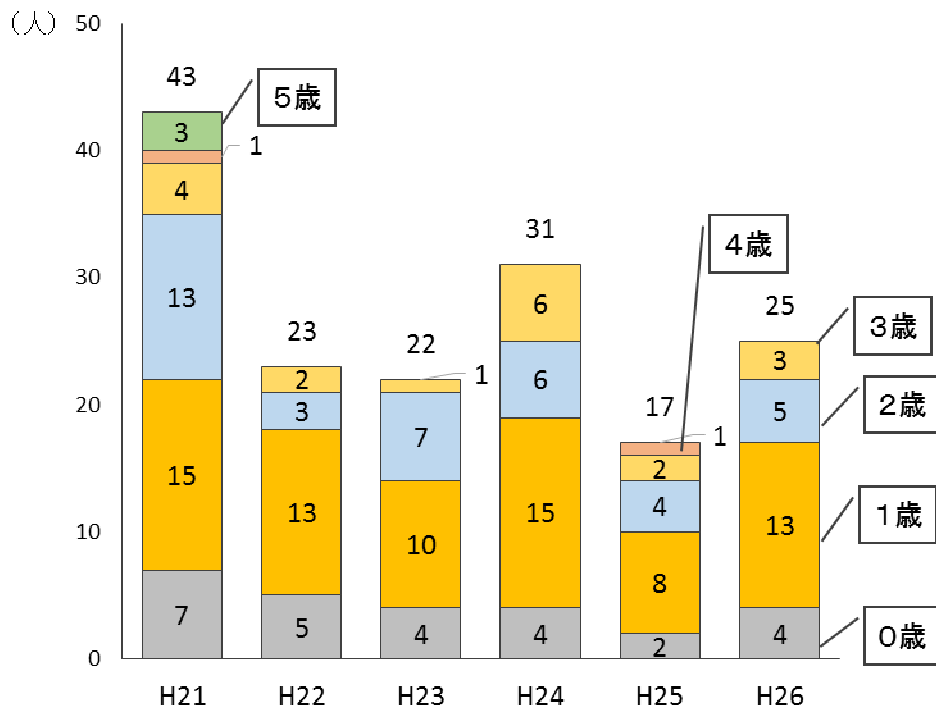
※高知市保育幼稚園課資料（保育所は平成26年4月1日、幼稚園は5月1日時点）

年齢別保育所入所状況の推移（高知市）



※高知市保育幼稚園課資料（各年4月1日時点）

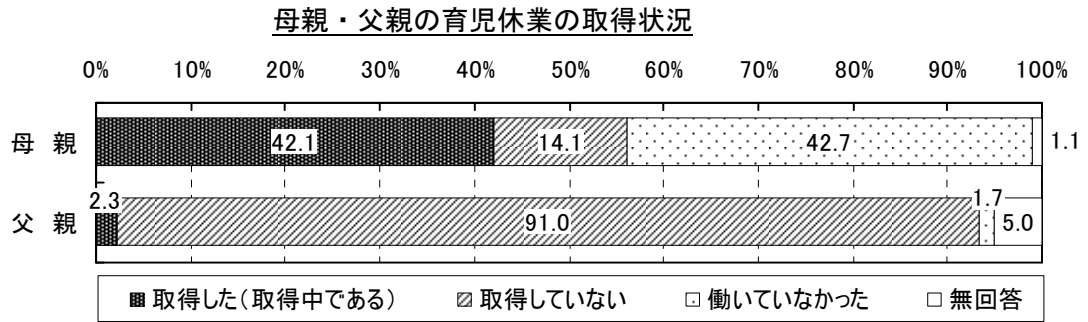
保育所待機児童数の推移（高知市）



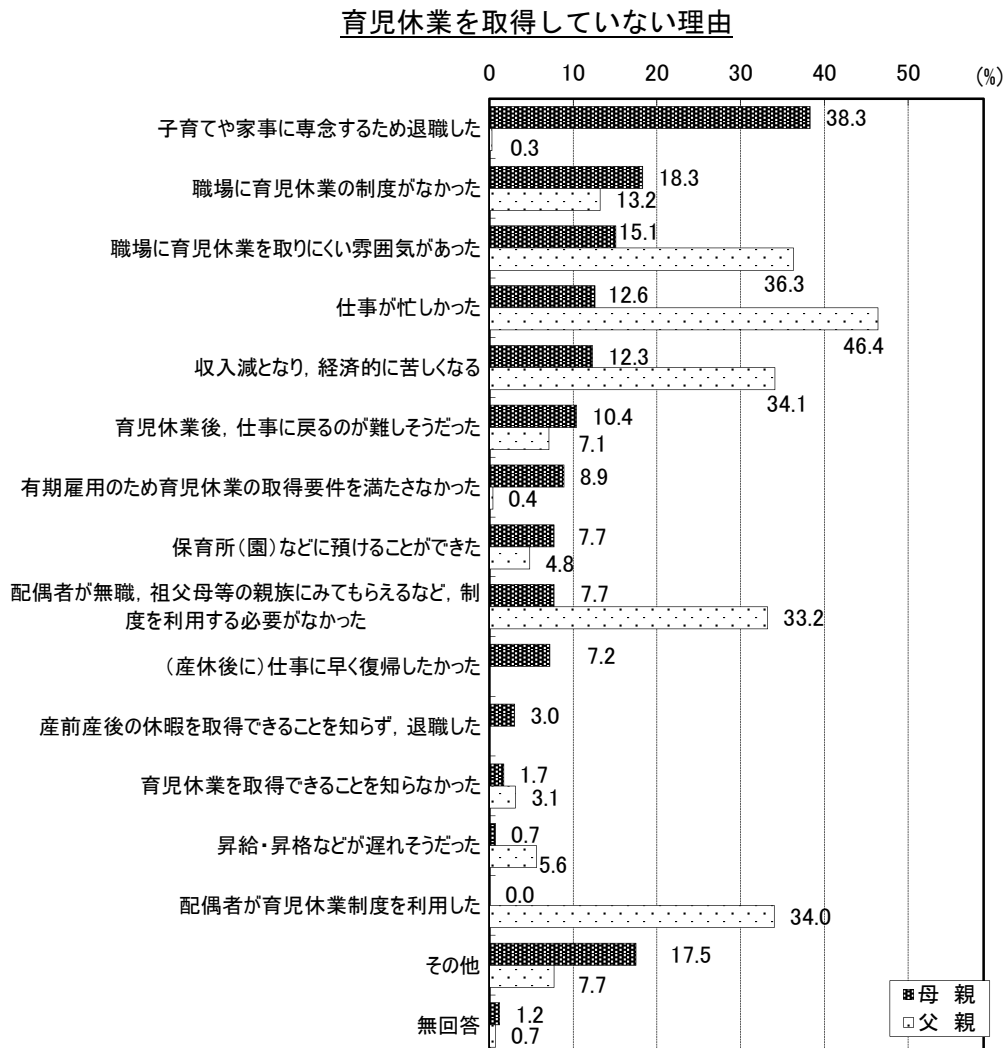
※高知市保育幼稚園課資料（各年4月1日時点）

仕事と子育ての状況

- 父親の育児休業の取得状況（平成25年度ニーズ調査）については、母親が42.1%であるのに対し、父親は2.3%と極めて低い状況にある。

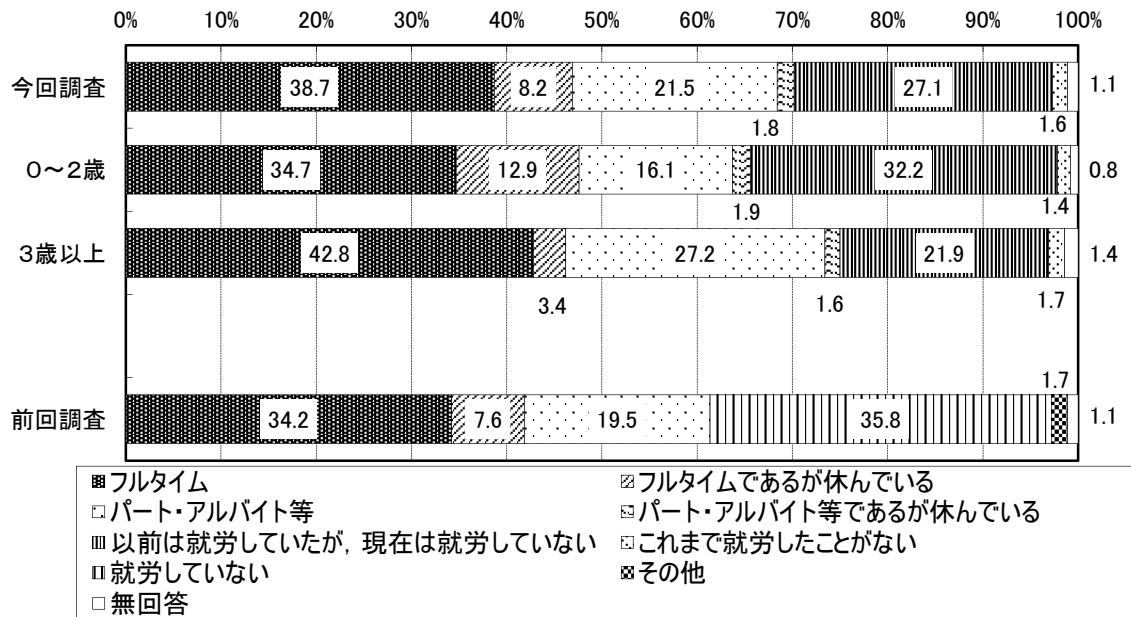


- 父親が育児休業を取得していない理由（平成25年度ニーズ調査・複数回答）については、「仕事が忙しかった」が46.4%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が36.3%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が34.1%となっており、育児休業を取得するに当たっての職場環境の整備が進んでいない状況にある。



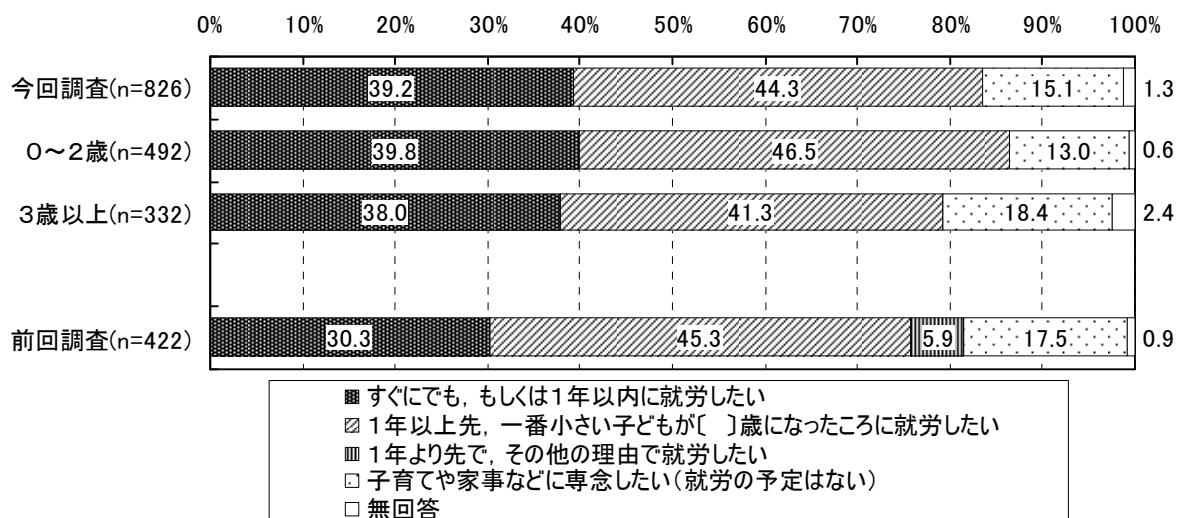
- ・ 母親の就労状況（平成25年度ニーズ調査）については、働いている（休んでいるを含む。）と答えた人の割合が70.2%と、前回調査（平成20年度）の61.3%より8.9ポイント増加しており、就労中の子育て家庭が増加している傾向がある。

母親の就労状況



- ・ 現在は働いていない母親についても、その多くが就労希望（平成25年度ニーズ調査）を持っており、特に1年以内に就労したいと答えた人の割合が39.2%と、前回調査（平成20年度）の30.3%より8.9ポイント増加しており、就労希望が増加している傾向がある。

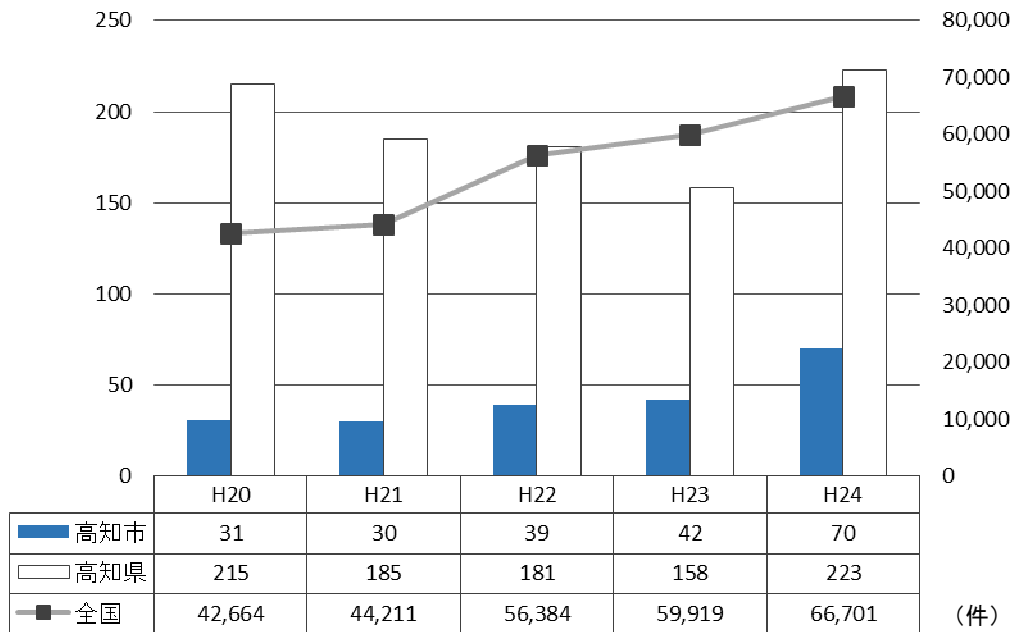
働いていない母親の就労意向



要保護児童等に関する状況

- 本市の児童虐待などの相談件数・要保護児童等の管理ケース件数は、増加しており、またそれぞれが抱える状況も複雑化している。

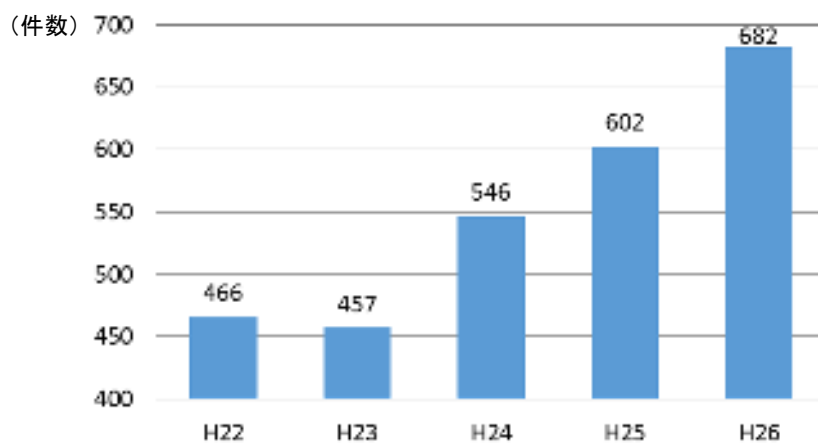
児童虐待相談の対応件数の年次推移（高知市，高知県，全国の比較）



※厚生労働省資料，高知市子ども家庭支援センター資料

注) 高知市の件数は，高知市子ども家庭支援センターにおいて受け付けた相談数
 高知県の件数は，高知県の中央児童相談所と幡多児童相談所において受け付けた相談数に，高知市の件数を加えた数

高知市の要保護児童等の管理ケース件数



※高知市子ども家庭支援センター資料（各年4月時点）

2 計画の基本理念



3 計画の基本方針（目標）

◎計画の基本理念及び基本方針（目標）を検討する際のポイント

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）

「子ども・子育て支援の意義に関する事項」（要旨）

- ・ 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されることが必要である。
- ・ 全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。
- ・ 家庭を築き、子どもを産み育てるといふ人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。



- ・ 子どもの育ちや子育てをめぐる環境を踏まえて、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が自己肯定感を持ちながらしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要である。
- ・ 乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供が必要である。
- ・ 乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかげがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが必要である。
- ・ 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、保護者が子育てについて第一義的責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

子どもと子育てに関する考え方（参考資料）参照

2011高知市総合計画 基本計画（抜粋）

政策14 子どもを生き育てやすい環境づくり

子育てを取り巻く状況は、家庭や地域における人と人のつながりの希薄化、生活習慣の多様化などの影響により、必ずしも良好とはいえなくなっています。

子どもを安心して生き育てることができ、子どもたちが健やかで心豊かに成長できる子育て環境の整備をめざして、子育ての負担を軽減するための各種支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支え、子どもを大切に育てるまちづくりに取り組みます。

高知市子ども未来プラン2010～すくすくとさっこ21～ 基本理念

次代を担う子どもたちが、将来に希望を持って主体的に行動し、たくましく自立した責任ある若者へと成長していくことが、日本の将来を確かなものにします。

そのためには、子どもの利益を最大限に尊重し、社会全体で子どもと子育て家庭を支えるまちづくりを進めていく必要があります。

子どもがすくすくと心身ともに健やかに育ち、親もいきいきと子育てができるまち、そして子どもの育ちとともに親も地域も社会も互いに手を携えながら共に育っていくまちを目指し、次のように基本理念を定めます。

「みんなで支え育ちあう すくすく子育て いきいき子育て支援のまちづくり」

高知市健康づくり計画 基本理念（抜粋）

I 安心して子育てができ、子どもが健やかに生まれ育つまち

赤ちゃんが元気に生まれ、子どもが健やかに成長できるまちをめざします。そのためには、妊娠を迎える若い女性の健康づくりとともに子どもの健康づくりの支援が重要です。健やかな子どもの誕生への支援を重点施策として位置づけて取り組みます。

基本理念

子どもたちは、社会に希望を与え、未来への礎となる存在です。

子どもたちが、主体性を持って考え、行動し、調和のとれた心豊かな責任ある大人に成長していくことが、健全で活力ある社会を実現することにつながります。

そのためには、子どもにとっての最善の利益を常に意識し、社会全体で子どもと子育て家庭を支えるまちづくりを進めていく必要があります。

全ての子どもが健やかに成長でき、子どもを産み育てるという希望がかなえられ、そして、子育て家庭が地域社会と手を携えながら共に育っていくまちを目指し、次のように基本理念を定めます。

「希望あふれる未来に向けて みんなで支え育ちあう子ども・子育て支援のまちづくり」



基本方針（目標）

1) 全ての子どもがすくすくと健やかに育つまち

- ・子どもたちが未来に夢や希望を抱き、それに向かって自ら学び考え行動し、心身ともにすくすくと育つよう支援します。
- ・また、子ども一人ひとりの成長や発達に応じ、適切な支援を行います。

2) 安心して子どもを産み育てる希望がかなえられるまち

- ・妊娠、出産、子育てのそれぞれのライフステージにおいて、切れ目のない支援を行うことができるように、子育て支援サービスや保育サービス等の充実に努めます。
- ・また、多様な家族形態に配慮しながら、それぞれが安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。
- ・さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の概念について普及・啓発に努めます。

3) みんなで子どもと子育てを支えるまち

- ・子どもと子育てに関わる関係機関との連携を行うとともに、地域ぐるみで子どもを見守り、子育て家庭が地域社会と手を携えながら共に育っていく仕組みづくりを進めていきます。
- ・また、あらゆる機会を通じて、広く市民や地域、企業等に、子どもと子育てを社会全体で支えていくことの必要性を発信していきます。

4 施策体系

基本理念

基本方針（目標）

※施策内容 ⇒ 「Ⅲ 各論」で各施策の内容を記載していく。

以下の内容は、子ども未来プラン2010を基に子ども・子育て支援事業計画で必須とされている事項等を暫定的に反映したもの。⇒ 次ページ参照

母性・乳児・幼児の健康の確保・増進

・妊娠期や不妊に悩む人への支援，子どもの健康管理，思春期保健の充実，食育の視点からみた健康づくりへの支援，障害児支援の推進，小児救急医療体制の確保

子育て支援の充実

・地域ぐるみの子育て支援のまちづくり，子育て支援体制の充実

要保護児童等への支援の充実

・児童虐待の予防・啓発，要保護児童への早期対応，ひとり親家庭やさまざまな家庭への支援

子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備

・生きる力の育成に向けた教育，児童・青少年の健全育成，家庭や地域の教育力の向上

幼児期における教育・保育の充実

・利用希望に沿った教育・保育の提供，教育・保育の一体的提供と良質な教育・保育の推進

子育てしやすい環境の整備

・多様な保育サービスの充実，子育てしやすい就労環境づくり，次代の子育て支援環境の整備に向けた研究等 など

5 重点施策

※各施策の中から今後5年間で重点的に取り組む施策を掲げます。

高知市子ども・子育て支援事業計画における施策体系について

	子ども未来プラン2010	高知市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画への記載事項	
			地域子ども・子育て支援事業	教育・保育, その他の事項
23 施策体系	母性・乳児・幼児の健康の確保・増進	母性・乳児・幼児の健康の確保・増進		※高知市健康づくり計画の内容と連動 (障害児支援の推進については、高知市障害者計画・障害者福祉計画の内容とも連動)
	妊娠期や不妊に悩む人への支援	妊娠期や不妊に悩む人への支援	妊婦健康診査	
	子どもの健康管理	子どもの健康管理	乳児家庭全戸訪問事業	
	思春期保健の充実	思春期保健の充実		
	食育の視点からみた健康づくりへの支援	食育の視点からみた健康づくりへの支援		
	障害児支援の推進	障害児支援の推進		
	小児救急医療体制の確保	小児救急医療体制の確保		
	子育て支援の充実	子育て支援の充実		
	地域ぐるみの子育て支援のまちづくり	地域ぐるみの子育て支援のまちづくり	地域子育て支援拠点事業 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 乳児家庭全戸訪問事業	
	子育て支援体制の充実	子育て支援体制の充実	地域子育て支援拠点事業 子育て短期支援事業 一時預かり事業(その他)	
	要保護児童等への支援の充実	要保護児童等への支援の充実		△子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携(児童虐待防止対策の充実ほか)
	児童虐待の予防・啓発	児童虐待の予防・啓発	一時預かり事業(その他) 地域子育て支援拠点事業 乳児家庭全戸訪問事業	
	要保護児童への早期対応	要保護児童への早期対応	養育支援訪問事業	
	ひとり親家庭やさまざまな家庭への支援	ひとり親家庭やさまざまな家庭への支援		
	子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備	子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備		※「幼児期における教育・保育の充実」と重複する部分あり(要検討)
生きる力の育成に向けた教育	生きる力の育成に向けた教育			
児童・青少年の健全育成	児童・青少年の健全育成			
家庭や地域の教育力の向上	家庭や地域の教育力の向上			
雇用・就労の支援等子育て支援環境の整備	幼児期における教育・保育の充実		※児童福祉法に基づく市町村整備計画の内容 ○提供区域の設定 ○量の見込み ○提供体制の確保及びその実施時期 ○必要利用定員総数及び保育利用率の設定 △産後の休業及び育児休業後における教育・保育の円滑な利用の確保 ○認定こども園の普及に係る基本的な考え方 (需給調整に際し必要利用定員総数に加える市が定める数の設定を含む。) ○幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援 ○教育・保育施設及び地域型保育事業者の連携の推進 ○認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等との連携の推進	
保育サービスの充実	利用希望に沿った教育・保育の提供			
—	教育・保育の一体的提供と良質な教育・保育の推進			
放課後・休日等の支援	子育てしやすい環境の整備	時間外保育事業 一時預かり事業(幼稚園、その他) 放課後児童健全育成事業 病児・病後児保育事業 利用者支援事業(新規)	△労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	
子育てしやすい就労環境づくり	多様な保育サービスの充実			
次代の子育て支援環境の整備に向けた研究等	子育てしやすい就労環境づくり			
家庭・地域・職場等における男女共同参画の推進	次代の子育て支援環境の整備に向けた研究等			
子どもを育成するのに適した居住環境の確保	家庭・地域・職場等における男女共同参画の推進			
公共建築物、道路交通環境の整備	—			
安全・安心のまちづくり	公共建築物、道路交通環境の整備			
	安全・安心のまちづくり			
位置付け	子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画 (国が定める基本指針に即したもの) + 次世代育成支援対策推進法において 国が定める行動計画策定指針の内容	○各事業の量の見込み ○各事業の提供体制の確保及びその実施時期 【備考】次世代育成支援対策推進法において国が定める行動計画策定指針については、その方向性が6月下旬に示され、9月に告示される予定	○印は必須項目、△印は任意項目、※印はその他留意点	